

松戸市告示第46号

地方自治法第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域及び名称を別紙のとおり変更する旨告示する。

なお、この告示は、平成18年2月11日から効力を生じる。

平成18年2月10日

松戸市長 川井敏久

## 変更調書

新 大 字	旧		地 番
	大 字	字	
日暮八丁目	日 暮	前	14の2 14の6 17の1 17の2 18の2 19の1~19の12 20の1 20の4 21 22 23の1~23の8 24の1~24の4 25 26の1 26の2
		宮ノ下	8の2 20の2 26の3 26の4 27 28の1~28の10 29 30の1~30の4 31の1~31の4 32 33の1~33の10 34の1~34の11 35の1~35の21 36の1~36の11 37の1~37の10 38 39 40の1~40の3 41の1 41の2 42 43の1~43の4 44~46 47の1~47の4 47の7 48の1~48の4 48の6 48の12 48の13 49の1~49の6 50 51の1~51の10 52の1~52の45 53 54 55の1~55の3 56 57の1~57の18 58の1~58の10 59の1 59の2 60の1~60の22 61の1~61の4 62 63 64の1~64の22 65の1 65の2 66の1~66の5 67の1~67の3 68の1~68の10 69の1~69の7 70 75の1~75の8 76の1 76の2 77 78 79の1~79の3
		川 間	71の1~71の19 74の2~74の5

及びこれらの区域に隣接・介在する道路である公有地の全部

備考

上記の土地の表示は、平成17年4月5日現在の土地の登記事項証明書によるものである。